

## 檜葉町農業委員会 農地利用最適化推進委員候補者募集要領

檜葉町農業委員会では、現行の農地利用最適化推進委員の任期が令和3年7月7日で満了となるため、候補者を下記のとおり募集いたします。

1 任期 農業委員会が委嘱した日から令和6年7月7日

2 募集人数 9人

3 担当地区

区域	定数
上井出・下井出・松館・旭ヶ丘・北田地区	2人
下小埜・榎木下・前原・山田岡・大坂・山田浜地区	2人
上小埜・大谷・乙次郎・女平地区	2人
上繁岡・繁岡・下繁岡・宮団・波倉地区	3人

4 身分 特別職の地方公務員（非常勤）

5 報酬 年額176,000円

6 主な業務

- (1) 毎月開催される農業委員会総会に付議される担当地区に係る議案（農地の権利移動の許可等）に関し、意見を述べること。
- (2) 担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消の推進、新規就農・新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進に関する業務
- (3) 農地利用最適化の推進に関する指針の作成・変更
- (4) 農業委員と連携し、違反転用の指導や農地パトロールなどの現場活動
- (5) 農地の現地確認や調査、農地の所有者などからの相談活動など農地法及び関連法に基づく、審査、許可等業務

## 7 資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 檜葉町内に住所を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 檜葉町の一般職である者
- (5) 檜葉町暴力団排除条例（平成26年檜葉町条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等の統制の下にある者

## 8 募集手続

所定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により檜葉町農業委員会事務局までご提出ください。

なお、提出していただいた書類につきましては、返却できません。

- (1) 個人推薦の場合（農業者等3人の連名による推薦）・・・第1号様式
- (2) 団体推薦（農業者が組織する団体その他の団体による推薦）  
・・・第2号様式
- (3) 一般応募の場合・・・第3号様式

※様式につきましては檜葉町のホームページからダウンロードできます。

また、檜葉町農業委員会事務局でも配布しています。

## 9 募集期間

令和3年2月15日（月）から令和3年3月15日（月）

※郵送の場合は、令和3年3月15日必着となるよう投函してください。

※持参する場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※募集期間は延長する場合があります。延長する場合は、募集期間の最終日以降に檜葉町ホームページでお知らせします。

提出先（問い合わせ先）

〒979-0696 檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の6

檜葉町農業委員会事務局（檜葉町役場東庁舎）

電話0240-23-6104 FAX0240-25-1234

## 1 0 募集情報の公表

募集期間中及び募集期間終了後に、檜葉町のホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢、性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受ける者又は応募する者が農地利用最適化推進委員にも推薦又は応募しているか否か
- (6) 推薦をし、又は応募する地域

## 1 1 選考方法

檜葉町農業委員会において、提出していただいた書類や関係法令を基に審査を行います。

## 1 2 選考結果の通知

選考結果については、推薦者（ただし、個人推薦の場合は代表者に限る。）、推薦を受けた者、応募した者全員に書面をもって通知します。

※電話やメールなどによる選考結果に関するお問合せにはお答えできません。

## 1 3 任命

農地利用最適化推進委員候補者になった者は、令和3年7月8日以降の農業委員会総会で委嘱します。

## 1 4 注意事項

- (1) 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募ができますが、兼任はできません。
- (2) 複数の担当地域に推薦・応募ができますが、委嘱するのは1地区です。
- (2) 推薦・応募等に係る経費については、全て各自の負担となります。
- (3) 場合によっては、面接等を実施します。
- (4) 行政区からの推薦の場合は、行政区長、副区長を含む3名からの個人推薦となります。
- (5) 推薦書・応募用紙内の「※」については記入必須事項となります。